

令和 8 年度
笹野浄水場浄水・排水施設清掃業務委託

仕 様 書

令和 8 年 8 月

山 形 県 企 業 局

第 1 章 総 括 事 項

第 1 節 一 般 事 項

1. 仕様書の適用

この仕様書は令和 8 年度 笹野浄水場浄水・排水施設清掃業務委託に適用するものとする。

2. 委託業務名

令和 8 年度 笹野浄水場浄水・排水施設清掃業務委託

3. 委託業務概要

笹野浄水場の水処理能力及び機能を維持するため、う流池・沈澱池・排水池・排泥池及びろ過排水渠・天日乾燥床側溝等に堆積している汚泥等を除去する業務及び池内部の清掃業務を委託するものである。

4. 委託場所

米沢市笹野町地内

5. 委託業務対象施設

○：令和 8 年度清掃施設

施設名称	1 系（水窪）	2 系（綱木川）
沈澱池・う流池	○	○
排水池	実施せず	○
排泥池	○	○
濃縮槽	実施せず	○
ろ過池排水渠	○	実施せず
天日乾燥床側溝	○	実施せず

6. 委託期間

（1）委託期間

自 契約の日から

至 令和 8 年 12 月 4 日（金）

- ① 各池の作業については 9 月下旬から 10 月下旬の発注者側が指定した日に実施することとするが、天候等が水処理に影響を与えるおそれがある場合は日程の変更がある。

②

- ② 作業時間内に作業終了となるよう適正な人員配置等を行うこと。

(2) 委託作業日時

施設名	1 系（水窪）			2 系（綱木川）		
		作業予定日	作業時間		作業予定日	作業時間
沈澱池	北側	10 月 20 日（火）	9 時～14 時	北側	10 月 29 日（木）	9 時～14 時
	南側	10 月 22 日（木）	9 時～14 時	南側	10 月 27 日（火）	9 時～14 時
排水池	2 池	実施せず	—	2 池	10 月 6 日（火）	9 時～16 時
排泥池	2 池	10 月 8 日（木）	9 時～16 時	2 池	10 月 7 日（水）	9 時～16 時
濃縮槽	1 池	実施せず	—	1 池	9 月 30 日（水）	9 時～16 時
ろ過池 排水渠	1 池	10 月 9 日（金）	9 時～12 時	1 池	実施せず	—
天日乾 燥側溝	1 列	実施日の 指定なし	9 時～16 時	1 列	実施せず	—

7. 委託範囲

本仕様書は業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

8. 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法及び業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

9. 検査

- (1) 業務の現場確認、業務完了検査にあたっては、受注者又はその現場代理人は、必ず立ち会わなければならない。
- (2) 作業終了の判断は、受注者が清掃・後片付け等を終了した後、発注者の現場確認を受け、合格とした時点で作業終了とみなす。
- (3) 全作業終了後、受注者は必要な書類を発注者に提出し、検査員による関係書類調査及び聞き取りによる業務完了検査を行う。
- (4) 受注者は検査に必要な書類の提出、その他の処理について、検査員の指示に従わなければならない。

10. 軽微な変更

現場の取合わせのため生じた軽微な変更は、施設管理担当者の指示により行うものとし、この場合において請負金額の増減はしないものとする。

11. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は発注者の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1. 業務用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、本仕様書に記載されている物を除き、全て受注者にて準備しなければならない。

2. 作業用電源

原則として作業用電源は受注者にて準備すること。ただし、作業用照明電源（単相交流 100V）、小口径（50mm 程度）水中ポンプ用電源（三相交流 200V）については発注者において無償支給する。

3. 作業用具

- （1）清掃作業に必要な散水ホース、ノズル及び作業用水中ポンプの吐出側ホースは発注者のものを貸与する。
- （2）作業用照明器具は必要最小限の台数を発注者のものを貸与するが、必要に応じて受注者にて用意すること。

4. 作業計画書

受注者は、契約締結後速やかに、業務実施に必要な作業計画書を施設管理担当者に提出しなければならない。この場合、次の事項を記載するものとする。

- ① 委託業務概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 指定機械
- ⑤ 作業方法
- ⑥ 安全管理
- ⑦ 緊急時の連絡体制及び対応
- ⑧ 交通管理
- ⑨ 環境対策
- ⑩ 現場作業環境の整備

5. 仮設備

- （1）業務施行に必要な仮設備は、設計図書、仕様書に指定されたものを除き、受注者の責任に於いて設置しなければならない。
- （2）受注者の現場事務所は必要に応じて仮設して行うものとする。原則として発注者側施設を現場事務所として貸し出さないものとする。

6. 他業務との協調

同一場所において別の作業等が行われている場合は、互いに協調して円滑な施行を図らなければならない。

第3節 現場管理

1. 事故防止

- （1）受注者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければ

ならない。事故が発生した場合、速やかに施設管理担当者に報告し、必要な対応を行うこと。

- (2) 受注者は、業務中に流水及び交通の妨げとなる行為、またその他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、十分な措置を講じなければならない。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては業務施工に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業箇所が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区画に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をしなければならない。
- (6) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対応できる準備をしておかなければならない。

2. 安全管理

受注者は高所作業、水上作業及び酸素欠乏作業、硫化水素危険作業並びに新型コロナウイルス感染症に対する安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受注者は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。
- (2) 受注者は作業前日までに作業の時間、手順、危険防止措置などの具体的事項について施設管理担当者と打合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を徹底すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応については、山形県ホームページ掲載（ホーム→くらし・環境→社会基盤→建設業→建設工事技術関連情報）の「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応マニュアル」に基づき適切に対応し作業を行うこと。

3. 整理整頓

- (1) 受注者は、作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理整頓しておかなければならない。
- (2) 受注者は、作業期間内に不要材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。

4. 既設備損傷時の修復

作業中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、施設管理担当者に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。また、それに伴う費用は、受注者の負担とする。

第4節 提出書類

1. 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び施設管理担当者の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2. 品目、様式、提出先、提出期限及び部数

品目	様式	提出先	提出期限	部数
現場代理人の指定通知書	様式第 5 号	企業管理者	契約締結後 7 日以内	2 部
工程表	様式第 2 号	企業管理者	契約締結後 7 日以内	2 部
作業計画書	任意	施設管理担当者	契約締結後 2 週間以内	2 部
作業員名簿	任意	施設管理担当者	作業開始前	1 部
業務完了報告書	任意	企業管理者	業務完了後直ちに	2 部
作業状況写真	A 4 版	施設管理担当者	業務完了後直ちに	1 部
業務完了写真	A 4 版	施設管理担当者	業務完了後直ちに	1 部
汚泥等搬出量表	A 4 版	施設管理担当者	業務完了後直ちに	1 部
委託打合簿等		施設管理担当者	適宜	2 部
作業日報 (作業車運転実績含む)	A 4 版	施設管理担当者	作業日の翌日	1 部
他施設管理担当者の指示するもの			適宜	適宜

様式第 n 号：建設工事請負契約約款に定めた様式相当

第 2 章 委 託 内 容

この章では第 1 章第 1 節 5 表の全ての施設を対象に記載しています。

第 1 節 作 業 概 要

1. う流池・沈澱池

浄水処理への影響を少なくするため、1 系及び 2 系にそれぞれ 2 つずつある沈澱池のうち、1 つずつ作業を行う。また、1 つの池の作業終了後、1 日以上日を跨いで次の池の作業を行う。

(1) 排水作業

- ① 沈澱池内に作業用水中ポンプを設置し、場内の指定する箇所へ排水する。電源は受注者にて用意すること。
- ② 作業用水中ポンプの揚水能力は 400m³/h 程度とし、沈澱池内阻流壁上端（水深約 1.5m）までの排水を目安とする。（満水からの排水水深約 3.8m）

(2) 汚泥排出・搬出作業

- ① 沈澱池内の汚泥を排泥弁で排泥池に排出するとともに、汚泥吸排車に吸引する。
- ② 汚泥吸排車の汚泥は場内の指定した天日乾燥床に搬出する。
- ③ 汚泥吸排車の汚泥量を把握し発注者に報告する。

(3) 清掃作業

- ① 沈澱池・う流池の底面・側面及び傾斜板、汚泥掻寄機、集水トラフを散水等により洗浄する。洗浄排水は、沈澱池排泥弁から排泥池に排出するとともに、汚泥吸排車で場内の指定した天日乾燥床に搬出する。

2. 排水池・排泥池・濃縮槽・ろ過池排水渠

(1) 汚泥・堆砂搬出作業

- ① 池内に堆積した砂・汚泥を排泥設備に排出するとともに汚泥吸排車に吸引する。
- ② 汚泥吸排車に吸引した汚泥は場内の指定した天日乾燥床に搬出する。
- ③ 汚泥吸排車に吸引した砂は場内の指定した場所に搬出する。
- ④ 吸引した汚泥・砂量を把握し、施設管理担当者に報告する。

(2) 清掃作業

池内の床面、壁面、配管及び水中設備・機器を散水等により清掃し、洗浄排水及び汚泥を排泥設備に排出するとともに、汚泥吸排車で搬出する。

3. 天日乾燥床側溝

汚泥搬出作業

- ① 側溝・柵に堆積した砂・汚泥を排泥設備に排出するとともに汚泥吸排車に吸引する。
- ② 汚泥吸排車に吸引した汚泥は場内の指定した天日乾燥床に搬出する。
- ③ 吸引した汚泥・砂量を把握し、施設管理担当者に報告する。
- ④ 散水清掃は実施しない。

3. 汚泥・堆砂収集運搬予定数量

425 m³（令和7年度までの実績により数量を算出）

第2節 作業詳細

1. 沈澱池・う流池

(1) 排水作業

① 作業準備

ア 2台の作業用水中ポンプを、チェンブロック等を用いて指定の場所へ設置する。運転でポンプが動いても、水中の汚泥掻寄板などに接触しないように設置すること。

イ 作業用水中ポンプに繋いだ排水ホースは発注者が指定する排水場所まで引き回し、水衝撃で動き回らないよう固定する。

ウ 作業用水中ポンプ電源用発電機を設置し、漏電や感電が起きないように安全に配慮して配線する。

エ 作業用水中ポンプに係る作業は受注者が行う。

オ 発注者の立会いのもと受注者が作業用水中ポンプの試運転を行い、作業に支障のないことを確認する。

カ 排水作業が速やかに開始できるよう、可能な準備作業は前日に行うこと。

② 排水作業

ア う流池の取水ゲートを発注者側が閉鎖したら、沈澱池排水弁・排泥弁の開操作

を行い、作業用水中ポンプの運転を行う。

イ 受注者は作業用水中ポンプが泥水を取水しないよう監視しながら運転を行う。排水の濁度が上昇したら直ちに作業用水中ポンプを停止できるようにすること。

ウ 作業用水中ポンプの運転・停止は、発注者の指示により受注者が行う。

エ 沈澱池排水弁・排泥弁などの操作及び排水の濁度監視は発注者が行う。

(2) 汚泥排出・搬出作業

ア 汚泥吸排車の吸引ホースが動き廻って周囲の機器等に損傷を与えないよう敷設する。

イ 池内の汚泥を掻き集め、排泥弁及び1系においては集水トラフ下の汚泥排出管から排泥池に排出するとともに、汚泥吸排車に吸引し、場内の指定した天日乾燥床に排出する。

ウ 排泥弁及び汚泥排出管の弁操作は発注者が行い、池内の汚泥の集積と汚泥吸排車に係る作業は受注者が行う。

(3) 清掃作業

ア う流池は池上部からう流板や側壁等に散水ホースで放水し洗浄を行う。この際、池上部の足場が不安定で転落の恐れがあるため、安全管理を徹底すること。

イ 傾斜板の清掃は、上部より散水ホースにて放水し洗浄を行う。

ウ 沈澱池床面、側壁、水中機器等の清掃は、散水ホースにて放水し洗浄を行う。

エ 洗浄は発注者の指示で受注者が行う。

2. 排水・排泥池・濃縮槽・ろ過池排水渠

(1) 汚泥・堆砂搬出運搬作業

① 作業準備

ア 汚泥吸排車用吸引ホースを設置し、動き廻って周囲の機器等に損傷を与えないよう保護する。また、散水ホースを引き回し設置する。

イ 照明等の設置を行うこと。ただし、電源については、発注者の指示に従うこと。

ウ 酸素欠乏・硫化水素事故を防止するため、酸素・硫化水素濃度計を用いた安全確認を必ず行うこと。

② 排水・排泥作業

ア 排水池は既設排水池返送ポンプを使用し事前に排水する。

イ 排泥池汚泥は濃縮槽へ、濃縮槽汚泥は天日乾燥床へ既設排泥ポンプで事前に排泥する。

ウ 排水渠の排水できない部分は発注者の作業用水中ポンプを用いて排水する。
(作業用水中ポンプ仕様：100V 0.4kW 4m 190ℓ/min φ50mm サクションホース付き)

エ 既設ポンプの運転操作は発注者が行い、作業用水中ポンプの設置及び排水作業は受注者が行う。

③ 汚泥・堆砂搬出作業

ア 排泥池及び濃縮槽は泥の状態を監視し、必要により散水で泥を柔らかくしながら

ら、既設排泥ポンプで排泥し、汚泥を掻き集めながら汚泥吸排車で汚泥を吸引し、場内の指定した天日乾燥床に搬出する。

イ 排水池及びろ過池排水渠は汚泥吸排車で堆砂を吸引し、場内の指定した場所に搬出する。

ウ 排泥ポンプの運転は発注者が行い、汚泥への散水や汚泥の掻き集め、汚泥吸排車の作業は受注者が行う。

(2) 清掃作業

ア 床面、側壁、水中機器・設備等を散水ホースにて放水し、洗浄を行う。

イ 清掃作業は受注者が行う。

3. 天日乾燥床側溝

天日乾燥床側溝は汚泥を掻き集めながら汚泥吸排車で汚泥を吸引し、場内の指定した天日乾燥床に搬出する。

第3章 施工上の注意事項

ア 浄水処理と並行して作業を行うため、水質汚濁には充分留意すること。

イ 作業期間中は施設内に立ち入る作業員の衛生管理を徹底すること。体調不良や疾患を抱えるものは場内に入場させないこと。

ウ 作業日については第1章第1節6に記載のとおりであるが、水質の状況によっては、作業日、作業内容に変更が生ずる場合がある。その場合は施設管理担当者の指示に従うこと。

エ 施設内への異物、油の混入等がないよう留意し、養生を徹底するなどの防止策を講じること。また、仮設発電機・作業用水中ポンプを用いる際は施設内への漏油がないよう留意すること。

オ 周辺機器に損傷を与えないよう保護するとともに、作業箇所周辺の整理整頓・清掃を行うこと。

カ 作業開始、終了前後は施設管理担当者と十分打ち合わせを行い、作業進行、浄水及び排水処理に支障を来さぬようにすること。

キ 事故防止のため、別に提示する安全管理指示書の記載事項を遵守すること。

ク 清掃のための水は、場内の給水栓より使用して良いものとするが、取水箇所などあらかじめ施設管理担当者と確認すること。

ケ 作業施行に際し疑義が生じた場合は、施設管理担当者と十分協議すること。

コ 清掃終了後に発注者側検査員により実施する現場確認に現場代理人は必ず立ち会うこと。